

ストロンチウムなど未測定の核種の検査を行う。周辺海域の魚についても継続的に測定する。ゼオライト添加方式外に安全で効果的な処理方法がとれないか、調査し検討する。

第九章 市民・地域にねづいた社会教育施設を充実させ、豊かな文化・スポーツ政策を

1 社会教育の役割を果たせる充実した市立図書館・市民館を

「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」で、原則は直営としてきた図書館や市民館に指定管理制度を導入する方針が示されました。

しかし、政府も「社会教育施設には指定管理制度はなじまない」と指摘し、2011年には片山総務大臣が「公共図書館や学校図書館は指定管理にならない。行政が直営でスタッフを配置して運営すべき」と述べています。図書館や公民館は利益を追求する施設ではないため、指定管理者は必然的に人件費の削減などしか利益を上げることができません。そのため、すでに指定管理が導入された各地の公民館・図書館では、司書や社会教育主事などが指定期間終了後の保証もなく最賃に張り付いた賃金の非正規雇用で働いている実態があります。市民館・図書館がこれまで直営で積み上げてきた専門性を担保するためには、司書や社会教育主事などの専門性に見合い、経験を蓄積し継承を確保することができる賃金と雇用の継続の保障が欠かせませんが、指定管理制度の導入はこれに逆行するものです。

指定管理制度を導入すれば市と社会教育施設が培ってきた運営のノウハウが、市に蓄積されなくなります。各地で、指定管理者の問題で指定管理施設が破綻した事例が相次いでいます。そうした事態になれば、その施設は市の直営に戻すこととなりますが、その場合に市に経験の蓄積がなければ対応できなくなってしまう。市民館で行われてきた「平和・人権学習」は、市民とともに築いてきた川崎市の社会教育の最大の特徴であり財産です。他市に類例はほとんどなく、こうしたテーマを扱える指定管理者もありません。現在の企画委員制度を継続し市の職員が行う事業として将来的にも継続させることが必要であり、本市社会教育委員会議でも2016年3月に発行された研究報告書において「川崎市の積み上げてきた市民館・図書館の成果を踏まえ、当面、指定管理者制度の導入の必要性は見

当たらない」と結論づけています。

以上のことから、市民館・図書館への指定管理制度の導入は撤回すべきです。

東京都大田区は区立図書館が（1館あたりの人口4・48万人）で16館、世田谷区は（同5・57万人）で16館、稲城市は（同1・47万人）で6館、町田市は（同5・40万人）で8館あるのに対し、川崎市は分館含めて（1館当たりの人口12・5万人）で12館にすぎません。川崎市が行うべきは図書館への指定管理制度の導入ではなく、少なすぎる図書館や資料費を増やすことです。

- ① 周辺都市なみに図書館を大幅に増やす。せめて分館構想を復活させ、ブランクエリアに市民館・図書館分館をつくる。
- ② 移動図書館の充実をはかる。
- ③ 子どもが自主的に活動でき、子育て世代も安心して子連れで過ごせる施設として、子ども図書館を川崎駅前などに整備する。
- ④ 宮前図書館は移転ではなく、現在の図書館を存続し、鷺沼駅前には分館を整備する。また、向丘出張所にも図書機能を持たせる。
- ⑤ 各区の図書館・分館の返却ボックスを休日だけでなく開館中も使用できるようにする。主要駅に返却ボックスを設置する。
- ⑥ 各区の図書館・分館の利用状況に応じて開館時間を9時から21時までなどに延長する。
- ⑦ 各区の図書館・分館の職員が一部民間委託になっている。図書館法の精神にてらして、書架整理や貸し出しなどは図書館機能の後退につながるものであり、民間委託をやめる。
- ⑧ 直営館として残す予定の川崎図書館が指定管理館とする幸図書館の運営などをモニタリングし、同様に直営の高津図書館が指定管理の宮前図書館を、直営の多摩図書館が指定管理の麻生図書館をそれぞれモニタリングするとしているが、同様の方式は全国的に成功していない。市立図書館・分館の指定管理とする方針を撤回する。
- ⑨ 司書の採用を行い、図書館および図書機能を持つ施設などに配置し人事交流をはかる。各区の図書館・分館に専属の図書館司書を配置する。指定管理等とした場合に優秀な図書館司書の採用を図るために給与が最低賃金（公契約の作業報酬下限額）に張り付くことがないような方法を検討する。
- ⑩ 閲覧、学習スペースを増やす。

⑪ 資料費一人当たり72円は他都市と比較して低すぎる。資料費を抜本的に増額する。

⑫ 各区の図書館に、視覚障がい者のための「サピエ図書館」を導入する。

2 市民が主体の文化芸術活動を推進する

芸術・文化は、人々に生きる力を与え、心豊かな暮らしに欠かすことができないものです。文化を創造し、享受することはすべての国民の権利です。2017年6月、「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」になりました。前文に「文化・芸術にとつて最も大事な「表現の自由」が初めて明記されました。憲法は「表現の自由」を保障しています、芸術活動は自由であつてこそ発展します。文化を自由に作り楽しむのは国民の権利であり、それを保障することは国・地方自治体の責務です。

7月の文教委員会で第3期川崎市文化芸術振興計画の方向性について報告がありました。方向性として、文化芸術資源を活かしたまちづくり。文化芸術を担う人材の育成。誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり。「かわさきパラムーブメント」のレガシー形成に向けた文化芸術活動の推進。の4本柱を掲げました。そこであれば、第2期改定時に実施した市民アンケートの「子どもや青少年の文化芸術体験について重要なこと」学校における公演など鑑賞体験を充実させる(32・3%)、ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる(30・7%)。「障害のある方が文化芸術活動に親しめる環境づくりに向けた各種の取り組みについて」文化施設のバリアフリー化を促進する(67・2%)、字幕や音声ガイド、手話などの鑑賞支援を充実する(65・2%)。また、文化芸術団体等へのアンケート(10団体回答)の「加盟する団体が活動する際の課題」活動場所の確保(6団体)、活動資金の確保(3団体)、「加盟団体が練習や発表で施設を利用する上で、支障となっていること」では、入場料や使用料が高い(5団体)、利用する会場の競争率が高い・利用回数に限られる・施設が少ない・利用時間の延長などが上げられています。こういった施設を利用したくても利用できない、文化芸術に触れ参加するという機会が不十分になっている市民の声を反映することを求めます。

7月に公演された、かわさき演劇まつり「モモ」には子どもから高齢者まで多彩なキャストが出演し、2100人を超える方たちが観劇しました。役者さんの真剣な演技、目を見張る舞台装置、細部まで行き届いた演出は大きな感動を呼び、演劇の素晴らしさを再認識する声が広がっています。川崎の文化、芸術を守っていくためにも市内で活動する様々な文化・芸術団体、個人に継続的な支援を行なうこと求めます。

- ① 川崎市総合文化団体連絡会への補助金等、文化予算を抜本的にふやす。また、公益活動芸術創造団体や演劇集団にたいする団体活動費助成制度をつくる。高価な楽器などの購入資金及び維持整備のための補助を行うとともに、融資制度を新設する。
- ② 高校生等、青少年が演劇などの文化芸術活動に参加できるワークショップ、舞台公演などの事業に対し継続して支援を行う。
- ③ 芸術文化鑑賞活動を学校教育の柱の1つとして、文化・芸術に親しみ、その感受性をやしなう情操教育をすすめることを重視し、多様な文化芸術を学校公演、上映活動できるよう学校運営費の助成制度を創設する。
- ④ 「かわさき演劇まつり」の演劇講座は2年に一度である。継続性、人材育成から毎年開催できる様にする。また、「演劇のまち、かわさき」を「音楽のまち、かわさき」「スポーツのまち、かわさき」と同様に位置づけ、それに相応しい予算を付ける。

3 豊かな市民文化をはぐくむ、使いやすい文化施設を身近なところに

- ① 文化芸術活動の場として欠かせない施設が他都市と比較しても少なく確保が困難となっている、各区に複数の300～500名規模のホールをつくる。
- ② 市民が利用できる会場が不足している、横浜地区センターのようにコミュニティ施設をつくる。
- ③ 市民の教育・文化活動を支援する立場から、使用料、手数料の低額化を図る。市内の文化・教育団体、グループの利用については、教育文化会館・市民館ホールの利用料の減免措置取扱要綱を広く周知すると共に減免額を拡げる。
- ④ 現在、市民館の使用は9時までとなっているが横浜市は10時半までの施設もある。少なくとも10時までに変更する。
- ⑤ 会館ホールの機材が古く対応できない場合がある、調査して古いものは適宜更新する。
- ⑥ 絵画、写真など美術活動の発表の場が少なく、市民館の申し込みは、2年から3年待ちになっている。駅前ギャラリー、空き店舗などを借り上げ、市民館なみの使用料で開放する。
- ⑦ 太鼓・バンドなど音の出せる会場が圧倒的に不足している。周囲に気兼ねすることなく活動ができるように防音対応の演奏会場、練習場を確保する。

- ⑧ こども文化センターで防音装置のあるスタジオがない多摩区にすみやかに整備をする。
 - ⑨ 安い利用料で何日も芝居の稽古や、創作活動に使える金沢市民芸術村のような「芸術の家」を、空き工場や大きな空き店舗を活用してつくる。
 - ⑩ ミューザ川崎シンフォニーホール」は、特定の音楽団体に限らず、市内の音楽団体の発表の場を保障する。市民がよい音楽に気軽に親しめる工夫を保障する運営方針を堅持する。そのための減免を現行2割から5割に拡大する。また、市民交流室の利用料を市民館と同レベルに設定する。
 - ⑪ 「ラゾーナ川崎プラザソル」は、市民文化育成の目的をはたすことができるように、余りにも高い利用料を市民館と同レベルへ大幅に引きさげる。
 - ⑫ 各区に飲食可能で文化交流できる低額で利用できる公的施設を建設する。
- 4 地域の文化・歴史的遺産などを保全し、将来に受け継ぐ
- ① 歴史的な遺構や文化景観などの保存整備計画を作って、東海道、大山街道、円筒分水、二ヶ領用水など、市内の歴史的風土・建築物・町並みや街道を復元・保存する。文化財保護のための補助金を抜本的に増額する。文化財保護費は、保護対象が決まってから予算をつけるやり方を改め、文化財調査員の増員で、保護対象を増やして調査・研究をすすめるとともに文化財保護にむけて実効ある施策を推進する。引き続き国に対し、文化財保護に關する財源の拡充を求める。
 - ② 貴重な戦争遺産である「明治大学平和教育登戸研究所資料館」を本市の平和教育に活用する。その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。また、館の運営、保存のための助成を行う。
 - ③ 川崎市初の国史跡に指定された、奈良時代の武蔵国橋樹官衙遺跡古代の丘公園の整備ではトイレ、駐車場、交通環境に周辺住民の声を活かして進める。
 - ④ 影向寺から遺跡全体を市民が安全に見学できるよう、案内板の設置など歴史公園として整備、交通環境を整える。
 - ⑤ 郷土芸能などの無形文化財を守り、引き続き保存会を全面的に助成し、継承させる。また、おはやしなど、引き続き郷土芸能の復活にも力を入れ支援する。
 - ⑥ 国際交流センターを中心に外国の人たちとの文化交流が行われている。身近な地域で多様な国々との多文化交流

流ができるよう発展させていく。また、多くの市民が利用できるように小型路線バスを運行させる。

⑦ 川崎の公害問題を風化させないため、未来を見据え、公害を出さない決意を込めた資料館を建設する（再掲）。

5 市民ミュージアムについて

今年5月に新たなミュージアムに関する基本構想策定されました。市民ミュージアムは、34年前の開館当初から、私たちは川崎市在住や川崎ゆかりの作家を養成し、作品をコレクションすること、地域の文化芸術団体の意見を聞き協同することなどを求めてきました。そして、市内在住の著名な芸術家からの寄贈や寄託、川崎考古学研究所からは出土品など2万点に及ぶ資料の寄贈、また毎年ボランティア数十人がミュージアムの魅力を伝えるなど、まさに市民とともに歩んできた歴史があります。このミュージアムの収蔵品24万5千点が、2019年東日本台風の際に、市の対応が不十分だったために被災したのですから、改めて市民とともにつくり育ててきたミュージアムをさらに発展させて再建するのは市の当然の責務です。

① 川崎市文化芸術振興会議からの示された「新たなミュージアム今後のあり方」答申（案）の通り、博物館、美術館機能の融合による強みをいかし、川崎の歴史と文化を記録し、未来へ継承する為、新たな施設は被災リスクの少ない場所、さらには利便性も考慮した場所でも再建する。

② 同施設の管理、運営は専門分野の高い知見が求められる。指定管理はなじまない、有資格者を増員し直営に戻して博物館、美術館としての機能を充実する。

③ 市民の財産である収蔵品については復元予算を確保し、最後まで丁寧にレスキューを行う。

6 市民の健康と青少年の育成のために、スポーツ施設の充実をはかる

スポーツは私たちの生活に欠かせないものです。スポーツ基本法は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」として法律によつて、「スポーツは国民の権利」という基本理念を明確に位置づけました。それは、日本国憲法の「生命自由及び幸福追求にたいする国民の権利」（第13条）にあると言えます。

川崎市が第2期スポーツ推進計画を策定するにあたり行った「運動・スポーツに関するアンケート調査」（2019年）の結果では、「現在のスポーツ実施頻度への満足度」の質問項目で52・6%の方が「もっとやりたい」と回答し、「今後の市のスポーツ施策での重要だと思ふ取組」では63・7%の方が「スポーツを気軽にできるような活動場所の確

保」と回答し、多くの方が身近なスポーツ施設、場所の不足を上げています。市内の公共スポーツ施設は、サッカー場無し（川崎、宮前、多摩、麻生区）、野球場無し（宮前区）、テニスコート無し（幸、高津、宮前区）、プール無し（宮前区）、運動場無し（幸、多摩、麻生区）、多目的広場無し（高津、麻生区）と地域により施設無い状況があります。身近にスポーツ活動場所を充実させる必要があります。

① 今年3月に策定された第2期川崎市スポーツ推進計画には、成果指標として週1回のスポーツ実施率を掲げている。誰もがスポーツする権利を保障するために足りない体育施設、運動広場の増設を図り、老朽化が進む施設、特に石川記念武道館、幸、麻生区のスポーツセンターについては建替え計画を示す。

② 市民が活動するスポーツ団体には、使用料金を減額、学校法人の使用には減額措置を引き続き行う。

③ 私立学校や企業所有のグラウンド・体育館などを市民開放できるように申し入れをおこなう。市民開放の日を設けた際、市の斡旋で貸し出すなども検討する。

④ ボールが使える公園、グラウンド、広場等を整備拡充する。また、既存の公園でボールが使用できるように防球ネットなどの設置をすすめる。

⑤ バスケットボールの設置をすすめる。

⑥ 一般市民が使えるサッカー場及び少年サッカー専用グラウンドを整備し、グラウンドゴルフ場を増設する。

⑦ スケートボード、BMX等ができる広場を日常的に誰もが利用できるよう安価な料金設定で各区1カ所に整備する。その際、計画段階から利用者などの参加を保障し、利用者の声を十分に反映させたものにする。

⑧ 地域のスイミングスクール等と連携して、「子どもの泳力向上プロジェクト」水泳教室は児童を対象に実施しているが、夏休み中の実施はわずかの施設のみ。利用は選考制で利用できる児童は少数である。そもそも本事業は小学校のプール開放事業に代わるものではない。指導員の研修と人員を確保し、すべての小学校のプールを開放する。

⑨ 昨年2月に示された「等々力緑地再編整備実施計画骨子（案）」では、釣池について「水辺空間の保全とふれあえる場の創出」と位置づけたが等々力フィッシングセンターについての具体的な方針がない。安価でへらぶな釣りを楽しめるとして多くの方々から親しまれているフィッシングセンターの存続、及び老朽化した施設の整備と水質改善、また4月～6月・9月～10月の期間については土・日だけでなく平日も朝6時から営業する。

⑩ 「スポーツ推進委員」の位置付けを高め、指導力の向上を図る。そのために研修費補助や必要経費の補助を充

実する。

⑪ 民間のスポーツ施設等にAED設置のための補助を行う。

⑫ 多摩川河川敷の整備

ア 多摩川を市民いこいの場として、幸区の多摩川見晴らし公園や、高津区のせせらぎと親子広場のような安心して利用できる広場を各区に整備する。

イ 野球やサッカーなどのグラウンド、マラソンコース、サイクリングコースなどは安心して活動できるように整備する。

ウ 草刈りも含めた整備を定期的に行う。また、国が所管する区域についても定期的な整備を申し入れる。

エ 簡易型水洗トイレの設置を促進するとともに、可能などころには、水洗トイレを優先して設置する。(再掲)

オ 多摩川のサイクリングコースを市内すべてつなげる。(再掲)

カ 令和元年東日本台風による河川敷グラウンドへの土砂の堆積により、使用再開まで半年以上の時間を要した。

近年の大型台風の発生状況を鑑み、維持補修費を増額して緊急時に備える。

⑬ 75才以上の高齢者には、スポーツセンター利用割引を実施する。(再掲)

⑭ 川崎市民のスポーツの普及と発展を目指し活動し、大きな役割を果たしている団体へ国の補助金を活用して活動補助金を支出する。また、団体が主催・主管する大会・行事には川崎市が後援し会場確保などの支援を行う。

第十章 女性の地位向上と社会参加の向上を

世界では国連総会で採択されたSDGS（持続可能な開発目標）の大項目の一つである「ジェンダー平等の達成」に向け、取り組みを進め前進する国や地域が多い中、日本の異常な遅れが際立っています。

2023年6月に公表された各国の男女格差を数値化した「ジェンダーギャップ報告書」で、日本は146か国中125位。企業の女性役員の比率は11.4%で、G7各国では最下位でした。

政治分野では138位と最下位クラスです。衆議院の女性議員比率は1割にとどまり、過去に女性首相が一人もい